

○総務省令第二十一号

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）の施行に伴い、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

総務大臣 石田 真敏

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)
 第十七条 接続料規則第十一条(第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。)、第十二条(第五項の規定を除く。)、及び第十三条の規定は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第一項	一般法定機能	適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務(卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。)
第十一条第二項	一般法定機能 一般法定機能 対象設備等	算定対象電気通信役務 算定対象電気通信役務 算定対象電気通信役務 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、これらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(次項及び第五項において「算定対象設備等」という。)
第十一条第三項	対象設備等 法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	算定対象設備等 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第七第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として
第十一条第四項	第一種指定設備管理	設備管理部門

改正前

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)
 第十七条 接続料規則第十一条、第十二条及び第十三条の規定(第十一条第三項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。)、は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務(卸電気通信役務を含む。以下同じ。))に係る他人資本費用」と、「第四条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第二項及び第五項、第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と、同令第十一条第二項、第三項及び第五項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、これらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設」と、同条第三項中「法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第七第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「電気通信設備」と、同条第五項中「第一種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。))」とあるのは「設備管理運営費(減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。))」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金」と、同令第十二条第一項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

第十一條第五項	部門	電氣通信設備
	第一種指定電氣通信設備	算定対象設備等の設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）
第十二條第一項及び第十三條第一項	一般法定機能	算定対象電氣通信役務の
	一般法定機能に係る接続料	電氣通信役務に関する料金並びに当該電氣通信役務の提供に關し他の電氣通信事業者との間で締結する電氣通信設備の接続に關する協定及び卸電氣通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金
	一般法定機能	算定対象電氣通信役務
第十一條第一項	一般法定機能	適格電氣通信事業者の提供する基礎的電氣通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二條第二項に規定する電氣通信役務（卸電氣通信役務を含む。以下「算定対象電氣通信役務」という。）
	一般法定機能	算定対象電氣通信役務
	一般法定機能	算定対象電氣通信役務
	一般法定機能	算定対象電氣通信役務
第十一條第二項	一般法定機能	算定対象電氣通信役務
	一般法定機能	算定対象電氣通信役務
第十一條第三項	対象設備等	設備利用部門に係る建物、土地及び施設
	法第三十三條第五項機能に係るものにあ	接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第二十一條 接続料規則第十一條、第十二條及び第十三條の規定（第十一條第三項ただし書及び同條第五項ただし書の規定を除く。）は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一條第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電氣通信事業者の提供する基礎的電氣通信役務の提供に係る他人資本費用」と、同令第十二條第二項に規定する電氣通信役務（卸電氣通信役務を含む。以下同じ。）に係る他人資本費用」と、「第四条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電氣通信事業者の提供する基礎的電氣通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二條第二項並びに第十三條第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「適格電氣通信事業者の提供する基礎的電氣通信役務の提供に係るレートベース」と、同令第二項及び第五項、第十二條第一項並びに第十三條第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「適格電氣通信事業者の提供する基礎的電氣通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二條第二項に規定する電氣通信役務」と、同令第十一條第二項及び第三項中「対象設備等」とあるのは「設備利用部門に係る建物、土地及び施設」と、同令第三項中「法第三十三條第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同令第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備利用部門」と、「第一種指定電氣通信設備」とあるのは「設備利用部門」と、同令第五項中「対象設備等の第一種指定

	<p>つては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として</p>	
<p>第十一条第四項</p>	<p>第一種指定設備管理部門 第一種指定電気通信設備</p>	<p>設備利用部門 設備利用部門</p>
<p>第十一条第五項</p>	<p>対象設備等の第一種指定設備管理運営費 一般法定機能の 一般法定機能に係る接続料</p>	<p>基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十条に規定する設備利用費 算定対象電気通信役務の 電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金</p>
<p>第十二条第一項及び第十三条第一項</p>	<p>一般法定機能 一般法定機能</p>	<p>算定対象電気通信役務 算定対象電気通信役務</p>

設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十条に規定する設備利用費」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金」と、同令第十二条第一項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

別表第 1 (第 6 条関係) 法第 108 条第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

【表 略】
【注 1～3 略】

4 接続料規則第 11 条 (第 3 項ただし書及び第 5 項ただし書の規定を除く。)、第 12 条 (第 5 項の規定を除く。) 及び第 13 条の規定は、3 における施行規則第 40 条の 3 又は第 40 条の 5 の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 11 条第 1 項	丁 電気設備	電気事業者の提供に係る電気設備の提供に係る金額及び電気設備の提供に係る金額
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	丁 電気設備	電気事業者の提供に係る金額及び電気設備の提供に係る金額
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第 11 条第 2 項	対象設備等	基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設
	対象設備等	基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設
第 11 条第 3 項	対象設備等	電気事業者の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設
	対象設備等	電気事業者の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設
第 11 条第 4 項	第 1 種指定設備管理	設備管理部門及び設備利用部門
	第 1 種指定設備管理	設備管理部門及び設備利用部門

別表第 1 (第 6 条関係) 法第 108 条第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

【表 同左】
【注 1～3 同左】

4 接続料規則第 11 条、第 12 条及び第 13 条の規定 (第 11 条第 3 項ただし書及び第 5 項ただし書の規定を除く。) は、3 における施行規則第 40 条の 3 又は第 40 条の 5 の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、接続料規則第 11 条第 1 項中「第 4 条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務 (即ち電気通信役務を含む。) に係る他人資本費用」と、「第 4 条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係るレートベース」と、同条第 2 項及び第 5 項、第 12 条第 1 項並びに第 13 条第 1 項中「第 4 条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務」と、同令第 11 条第 2 項及び第 3 項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設」と、同条第 3 項中「法第 33 条第 5 項の機能に係るもの」にあっては別表第 3 様式第 2 の固定資産所属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るもの」にあっては接続料規則別表第 2 様式第 3 の固定資産所属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続料規則別表第 2 様式第 3 の固定資産所属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第 4 項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「電気通信事業者の提供する電気通信役務の提供に係る営業費用」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び即電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金」と、同令第 12 条第 1 項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

	部門 第一種指定電気通信 設備	設備管理部門及び設備利用部門
第11条第5項	対象設備等の第一種 指定設備管理運営費	基礎的電気通信業務の提供に係る営業費用
	一般法定機能の 接続料	算定対象電気通信業務の 電気通信業務に関する料金並びに当該電 気通信業務の提供に關し他の電気通信事 業者との間で締結する電気通信設備の接 続に關する協定及び御電気通信業務の提 供に關する契約により取得する金額又は 料金
第12条第1項及 び第13条第1項	一般法定機能 一般法定機能	算定対象電気通信業務 算定対象電気通信業務

[5・6 略]

[5・6 同左]

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。